

京都市告示第 3 8 9号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 4 年 1 月 3 1 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 道路の種類 府 道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
梅津東山七 条線	右京区西京極南方町 7 番地地先から	旧	メートル 92.50	メートル 16.00 ~ 22.50
	同区西京極中町 32 番地の 15 地先まで	新	92.50	16.00 ~ 22.50

- 2 道路の種類 市 道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
葛野大路	右京区西京極中町 32 番地の 15 地先から	旧	メートル 20.70	メートル 30.80 ~ 35.00
	同区西京極南方町 10 番地の 1 地先まで	新	20.70	30.80 ~ 35.00
嵯峨経 20 号 線	右京区嵯峨石ヶ坪町 51 番地の 18 地先から	旧	35.70	5.00 ~ 5.07
	同町 49 番地の 3 地先まで	新	35.70	5.07 ~ 6.07

嵯峨緯165号線	右京区嵯峨石ヶ坪町49番地の4地先から	旧	6.00	0.80 ~ 0.80
	同町49番地の3地先まで	新	6.00	1.82 ~ 1.82
西京極102号線	右京区西京極西川町19番地の3地先から	旧	92.10	16.00 ~ 25.60
	同区西京極堤外町1番地の38地先まで	新	92.10	16.00 ~ 25.50

(建設局土木管理部道路明示課)